

東葛テクノプラザ試験機器利用要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人 千葉県産業振興センター（以下「センター」という。）が千葉県東葛テクノプラザ指定管理者業務を実施するにあたり、千葉県と締結した千葉県東葛テクノプラザの管理運営に関する協定書第2条3号に基づき、試験機器の利用に関し必要な事項を定めるものである。

(利用可能日及び利用時間)

第2条 試験機器の利用可能日は、原則として土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始の休日を除く平日とする。

2 利用時間は原則として午前9時から午後5時（退館時刻）までとする。ただし、利用者が利用時間の延長の届け出を行い、センターが延長を許可した場合に限り、午後8時までに退館することで継続して試験機器を利用することができる。

3 利用者の補助を必要としない試験機器の連続運転は、利用時間外の利用を認める。

(研修等の実施)

第3条 利用者は、試験機器の利用が安全かつ適正に行えるよう、初めて利用する試験機器の操作について東葛テクノプラザ職員（以下「職員」という。）から説明を受けなければならない。

(利用者心得)

第4条 利用者は、善良なる注意をもって試験機器を利用し、利用終了後は利用前の状態に復し、職員の点検を受ける。

2 利用者がその責に帰すべき事由により試験機器を滅失し、又はき損したと認めるときは、申請者がその責任において滅失し、又はき損した試験機器の補てん又は修理を行う。

3 自然災害又は利用者の責に帰すべき事由により発生した事故によって利用者が被った損害については、利用者又は申請者が全責任を負うものとし、かつ、職員補助の有無に関係なくこれを適用する。

4 試験機器の利用で発生した廃棄物等は、すべて利用者が撤去する。

5 試験機器の利用で得られたデータについては、千葉県、センター及び東葛テクノプラザの名称を使用しない。

(利用の中止)

第5条 センター理事長（以下「理事長」という。）は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、試験機器の利用を中止することができる。

- 一 試験機器に損傷を与えると認めたとき
- 二 管理上支障があるとき
- 三 その他理事長が不相当と認めたとき

2 前項の規定により中止した場合、利用者は中止までに要した時間に相当する額を利用

料として納めなければならない。

(貸付料)

第6条 試験機器の貸付料は千葉県が定める東葛テクノプラザ機器貸付料のところによる。

2 職員が指定する試験機器の利用に必要な備品、又は消耗品を除くすべては、利用者がこれを負担する。

(施設外への持ち出し)

第7条 利用者は、試験機器を持ち出しするときは、理事長に借用書を提出しなければならない。

2 持ち出しにあたっては、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

一 試験機器の引き渡し等に要する費用は、利用者が負担する。

二 試験機器は、転貸してはならない。

三 試験機器は、利用期日満了までに返納する。

3 試験機器への損害は、第4条2項を適用する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。